

諮問庁：国立大学法人名古屋大学

諮問日：平成26年10月10日（平成26年（独情）諮問第81号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（独情）答申第22号）

事件名：特定保育園の保護者に対する説明会・意見交換会の記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年5月26日付け名大総第46号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件説明会に関する案件の、競争の公正性を害し、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する、事実に基づかない非難、営業妨害、名誉毀損にあたる発言の内容と発言者を明らかにし、特定法人Bとしてこれら発言者に対処したい。

具体的な異議申立ての理由は以下のとおりである。

ア 事実に基づかない非難、営業妨害、名誉毀損にあたる発言の内容と発言者が不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。

イ 本件説明会に関する案件の、名古屋大学と国の機関との間における検討又は協議に関して、説明会参加者の事実に基づかない発言がどのように扱われたのか不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。

ウ 説明会参加者の事実に基づかない発言に対し、名古屋大学職員からそれに同調する発言があり、しかもその誤りが明らかになった後でも

それを訂正していないことが不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。

エ 名古屋大学の入札業務における評価の手法や評価基準、着目点等が不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。

(2) 意見書

ア 本件において開示を求めている文書の内容に照らし、全体として公開されるべきものであること

本件において異議申立人が開示を求めている文書は、名古屋大学における特定保育園の運営委託先事業者選定に関し、名古屋大学が保護者に対して説明を行った際の記録である。

上記事業者選定に際しては、一度、特定法人Bが選考の結果選定されたものの、保護者説明会を経て選定結果が覆され、特定法人Bは選定を取り消された。今般異議申立人が開示を求めている文書は、上記のとおり名古屋大学が運営費用を負担して実施する事業（特定保育園の設置・運営）に際し、運営委託先事業者の選定取消しに際し、決定的に重要な情報が提供され、あるいは決定的に重要な内容が協議された説明会の記録である。名古屋大学がどのような情報に基づいて選定を取り消すという判断を行うに至ったのか、あるいは当該説明会に参加した保護者との間でどのような協議を経て選定を取り消すという判断を行うに至ったのか、を本件において開示を求める文書を公開することによって初めて、異議申立人のみならず、国民は名古屋大学の選定経過を知ることができるようになる。

したがって、本件において開示を求める文書は法1条に定める目的である、「独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」にまさにかなうものである。この点、名古屋大学はあれこれと理由を付けて非開示を正当化しようとしているが、名古屋大学がどのような情報に基づき、いったん名古屋大学として選定した運営委託先事業者への選定を取り消すに至ったかを断片的にしか明らかにしないことは、名古屋大学が行った選定取消しという業務の公平性を担保できないことである。法の趣旨・目的に照らし、本件において開示を求める文書は全体として公開されるべきである。

イ 名古屋大学が個別に述べる不開示理由について

(ア) 法5条1号について（同号ただし書口への該当性について）

本件において開示を求める文書は、上述の通り名古屋大学の特定保育園の運営委託先事業者選定に関し、名古屋大学が保護者に対して説明を行った際の記録である。この説明会の開会に当たって、参

加者に対し「テープによる録音記録を残す」こと及び「発言前に名乗ってから発言する」ことを事前に求め、それが了解された上で実施されたものと説明されている。つまり、発言者は「匿名」ではなく「実名」で発言することを事前に了解していたと解釈されるので、非開示にする必要がない。

(イ) 法5条2号イについて（同号ただし書への該当性について）

本件において開示を求める文書に関わる名古屋大学の特定保育園の運営委託先事業者選定に際し、その提案書提出に応じた法人は、特定法人A並びに特定法人Bであることは周知の事実である。特定法人Aと契約を締結したことは、名古屋大学のホームページにおいて公開されているところでもあり、非開示とする必要はない。

(ウ) 法5条3号について

名古屋大学は、「名古屋大学と国の機関との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と述べる。

しかしながら、本件において開示を求める文書は名古屋大学が一度、特定保育園の運営委託先事業者としてすでに選定通知を出した事業者について、当該選定を取り消す際の意思決定に関わる情報が掲載された文書である。そもそも、名古屋大学所定の選考方法を経て選定に至った事業者については、通常は選定取消しなど行わないものであり、一般的には選定取消しを行うか否かについて国の機関との間で検討又は協議をすることは考えられない（通常は選定取消しなど行われなから、その点について検討又は協議など行われなから）。

仮に選定取消しを行うかどうかについて、国の機関との間で検討又は協議をしたということであれば、そのような検討又は協議を行ったこと自体が名古屋大学の意思決定について国の機関が不当に介入したことを示す重要な情報である。そして、そのような不当な介入を明らかにしうる情報については、開示されたことによって国民の間に混乱が生じることはなく、またそのような不当な介入を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる」として法的に保護する必要性もない。

したがって、名古屋大学が述べる不開示の理由は、本件において不開示とすべき理由にはならない。

(エ) 法5条4号柱書きについて

名古屋大学は、本件において開示を求める文書は「正確さに欠ける表現を用いている」ものがあつたり「後の発言によって訂正され

ていることが明らかでないもの」があって、「公になることによって現在なお進行中の交渉，契約に係る事務において，当事者の誤解を招き，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と述べる。

しかしながら，名古屋大学が繰り返し述べているように，本件はあくまで「何人から請求があった場合でも等しく公開を行う制度」である。そうである以上，個別の案件に対する影響，すなわち「現在なお進行中の交渉，契約に係る事務」における影響を開示の必要性判断において考慮すべきではない。本件において開示を求める文書の開示により，仮に個別の案件に影響が及んだとしても，当該個別案件において名古屋大学側が「正確さに欠ける表現を用いている」ことや「後の発言によって訂正されていることが明らかでないもの」について個別に説明を行えば足る問題である（当該名古屋大学からの説明が受け入れられるかどうかは，まさに交渉・協議の問題である）。

したがって，名古屋大学が述べる不開示の理由は，本件において不開示とすべき理由にはならない。

(オ) 法5条4号二について

名古屋大学は「入札業務における評価の手法や評価基準，着目点等については，開示することで以後の入札業務において特定の応募者のみに利益となる」おそれがあるので法5条4号二に該当するとして不開示理由を述べる。

しかしながら，入札業務における「評価の手法や評価基準，着目点等」についてはあらゆる事業者に対して開示されるべき事項である。本件において開示を求める文書に上記のような内容が含まれているということであれば，名古屋大学が実施した保護者説明会の参加者には上記内容に係る情報が開示されているということであり，現状の不開示の状態では，当該説明会参加者との縁故によって上記内容に係る情報を入手できる特定の事業者のみが名古屋大学における入札業務において上記内容に係る情報を入手しうるため，有利な地位を得ている状態である。現在の不開示の状態こそ，不公平・不公正な競争を招くものである。上記内容に係る情報は開示し，すべての事業者が等しく接することができる公の情報にするべきである（その上で，各事業者が当該情報にアクセスするかどうか，すなわち情報開示請求を行うかどうかは各事業者の自助努力・営業努力の問題であって，本件においてその点まで考慮にいれるべきではない）。

したがって，名古屋大学が述べる不開示の理由は，本件において

開示を求める文書を公開すべき理由にこそなれ、不開示とすべき理由にはならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不開示とする理由について

- (1) 説明会参加者及び学外者の氏名や属性等、特定個人（名古屋大学職員としての職務上参加している者を除く）が識別されうる情報については、法5条1号に規定されている不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

当該不開示部分について、異議申立人は、異議申立書（第2の2（1））において、「本件説明会に関する案件の、競争の公正性を害し、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する、事実に基づかない非難、営業妨害、名誉毀損にあたる発言の内容と発言者を明らかにし、特定法人Bとしてこれら発言者に対処したい。」「事実に基づかない非難、営業妨害、名誉毀損にあたる発言の内容と発言者が不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。」と述べている。このことから、異議申立人は、異議申立人の財産上の利益を保護するために当該部分を公にすることが必要であるため、当該不開示部分は、法5条1号ただし書口に該当し、不開示情報にはあたらないと主張しているものと考えられるので、以下では、法5条1号ただし書口該当性について検討する。

異議申立人は、当該不開示部分である本件説明会における発言者の氏名等を明らかにし、これら発言者に対し、法的な手段を含めて何らかの対処を行うことなどを試みていると考えられる。しかし、情報公開制度は、国民一般に対し、請求主体が当事者であるかどうかなどの属性を問わず同内容の文書を開示するものであり、国民一般への説明責任を担保することを目的とするものである。このような制度趣旨を鑑みれば、法5条1号ただし書口の「公にすること」の必要性を判断するにあたり、個別の請求者の個別的な要請まで考慮すべきではないと考えられる。本件の当該部分においても、異議申立人の「発言者に対処したい」などの個別的な要請のみを判断材料として、同条ただし書口に該当するとは判断できないため、異議申立人の主張には理由がなく、当該不開示部分については、原処分を維持することが妥当と考える。

なお、貴審査会による平成26年7月14日付答申「平成26年度（行情）答申第134号」では、「行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであるから、（行政機関の保有する情報の公開に関する）法5条1号ただし書口の「公にすることが必要である」という文言を解釈するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、審査請求人のいう別件訴訟に

においてなされた主張に係る事実関係の真偽を確かめるために開示を求めている審査請求人の財産権又は損害賠償請求権の行使に関わる情報について開示を受ける利益まで考慮に入れる必要はない」として、法5条1号ただし書口と趣旨を同じくする、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」5条1号ただし書口の該当性が否定されている。このことから、開示請求者の個別的な要請のみでは、法5条1号ただし書口に該当する根拠とはならないことが裏付けられる。

- (2) 本件説明会に係る案件の内容が明らかになる部分のうち、明らかになることで、関係する法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分については、法5条2号イに規定されている不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

また、関係する法人等の名称そのものや、法人等を特定できる部分についても、法人等の名称が明らかになることで、当該案件の内容が推察され、そのことから当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに規定されている不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

当該不開示部分について、異議申立人は、異議申立書（第2の2（1））において、「事実に基づかない非難、営業妨害、名誉毀損にあたる発言の内容と発言者が不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。」と述べている。当該不開示部分については、異議申立人自身に係る不利益情報も含まれているため、異議申立人は、当該部分を公にすることが異議申立人の財産上の権利を保護するために必要なことであり、当該部分は、法5条2号ただし書に該当し、不開示情報にはあたらないと主張しているものと考えられるので、以下では法5条2号ただし書該当性について検討する。

当該不開示部分については、異議申立人自身に係る情報をはじめ、本件説明会に係る案件の当事者である異議申立人にとって、既知の情報が含まれている。しかし、法における法人文書開示制度は何人から請求があった場合でも等しく公開を行う制度であるから、案件の当事者でない者から開示請求があった場合にも、同様の開示を行うことを想定する必要がある。したがって、異議申立人自身に係る情報であっても、開示することでむしろ異議申立人の不利益になることが想定されるがゆえに不開示としているものである。

ゆえに、当該不開示部分については、異議申立人自身に係る情報であったとしても、また、他の法人等に係る情報であったとしても、上記（1）と同様の趣旨により、法5条2号ただし書の「公にすること」の必要性を判断するにあたっては、開示請求者の個別的な要請を考慮する

べきではないと思料するため、諮問庁としては、異議申立人の個別的な要請のみを根拠として、当該不開示部分が同号ただし書に該当するとは判断できない。したがって、異議申立人の主張には理由がなく、当該不開示部分については、原処分維持が妥当と考える。

- (3) 名古屋大学と国の機関との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、法5条3号に規定されている不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

当該不開示部分に対し、異議申立人は、異議申立書（第2の2（1））において、「本件説明会に関する案件の、名古屋大学と国の機関との間における検討又は協議に関して、説明会参加者の事実に基づかない発言がどのように扱われたのか不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。」と述べている。

しかし、異議申立書において主張されているような、「参加者の事実に基づかない発言」を名古屋大学と国の機関の間で協議したことを示す記述はなく、また、異議申立書では、名古屋大学が主張している不開示情報該当性の当否について言及されていないため、異議申立人の主張には理由がない。諮問庁としては、当該不開示部分について、原処分維持が妥当と考える。

- (4) 名古屋大学職員の発言に際して、言い間違いや文字起こしのミスなどにより、正確さに欠ける表現を用いているものがあり、なおかつ後の発言によって訂正されていることが明らかでないものがある。この部分については、公になることによって現在なお進行中の交渉、契約に係る事務において、当事者の誤解を招き、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当すると判断し、不開示とした。

当該不開示部分に対し、異議申立人は、異議申立書（第2の2（1））において、「説明会参加者の事実に基づかない発言に対し、名古屋大学職員からそれに同調する発言があり、しかもその誤りが明らかになった後でもそれを訂正されていないことが不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。」と述べている。

しかし、異議申立書において主張されている「事実に基づかない発言に対し名古屋大学職員から同調するような発言」は、対象文書に含まれておらず、また、異議申立書では、諮問庁が主張している不開示情報該当性の当否について言及されていないため、異議申立人の主張には理由

がない。諮問庁としては、当該不開示部分について、原処分維持が妥当と考える。

- (5) 名古屋大学の入札業務における評価の手法や評価基準、着目点等については、開示することで以後の入札業務において特定の応札者のみに利益となり、その結果、公正な競争が行われなくなり、名古屋大学の財産上の利益が不当に害されるおそれがあるため、法5条4号二に該当すると判断し、不開示とした。

当該不開示部分に対し、異議申立人は、異議申立書（第2の2（1））において、「名古屋大学の入札業務における評価の手法や評価基準、着目点等が不開示となり、特定法人Bの競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が明らかにならなかったため。」と述べている。

しかし、入札の評価に関係する事項であっても、評価点数のうち評価基準において配点を公表しているものについては開示しているが、当該部分は、名古屋大学の入札業務における支障を理由として不開示としているところ、異議申立人の競争上の地位、その他正当な利益を害する事実が存在することを理由として不開示としたものではなく、また、当該部分にそのような事実の記載が含まれているわけでもないため、異議申立人の主張は、失当である。諮問庁としては、当該不開示部分について、原処分維持が妥当と考える。

- (6) 対象文書は音声文字起こしした記録であり、体系的に整理された情報とは言えないことから、単純に不開示情報と思われる語句のみを不開示とした場合、対象文書を目にしたものが、文書本来の意図とは異なった誤解をするおそれが想定される。したがって、一文中に多数の不開示部分が存在するなど、語句等のみを最小限不開示とすることが困難である部分については、法6条1項に基づき部分的に開示することが不可能であるため、ひとまとまりの文を不開示部分としている箇所がある。

2 その他

法人文書の部分開示を行うにあたっては、本来、不開示部分の全てについて、当該部分がいずれの不開示事由に該当するのか、開示決定通知書において示す必要がある。しかし、本件開示決定に際しては、対象文書が口頭で行った説明会の音声記録をそのまま文字で起こしたものであり、情報として整理されたものではないうえ、不開示部分が多いため、通知書において個別の不開示部分について、それぞれに不開示事由との対応関係を記載することが著しく困難であった。

そのため、異議申立人に対して、口頭で、特定不開示部分が概ねどの不開示事由に該当するかの説明を行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 平成29年5月23日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月7日 審議
- ⑥ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書5（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き及びニに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、不開示部分は、別表1の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分8である。

(1) 不開示部分1について

ア 当該部分は、下記イの部分を除き、特定保育園利用者の保護者の氏名・所属等であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁において、特定保育園利用者の保護者の氏名・所属等を公にする慣行があるとは認められず、また外に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、当該部分のうち名古屋大学職員の氏名に係る部分（別表2の文書1番号61に掲げる部分）については、公表慣行のある職員の氏名であるため、法5条1号に該当するとは認められず、開示すべきである。

(2) 不開示部分2について

当該部分は、特定法人Bの法人名が特定できる情報である。原処分で既に開示されている部分から、ある法人が特定保育園の運営委託契約に係る入札において、一旦は落札の内定を得たものの、後に内定を取り消された事実が明らかとなっており、当該部分が公になった場合、これらの事態に至った法人は特定法人Bであることが明らかとなり、当該内定の取消しが特定法人Bの瑕疵によるものとの誤解を与えるおそれがあるため、特定法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、①特定法人Aが特定保育園の運営委託契約に係る入札において落札できなかったことが明らかになる部分、②特定法人Aに対するネガティブな内容及び③上記の①に係る部分と特定法人Aの入札の評価内容等に係る内容と一体となっている部分である。

(イ) 上記のいずれの情報も、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イにより不開示とした。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、上記ア(ア)の内容を踏まえると、下記(イ)の部分を除き、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イにより不開示とすることが妥当である。

(イ) しかしながら、当該部分のうち上記ア(ア)の①に係る部分(別表2に掲げる部分(文書1の番号61を除く。))は、原処分の時点で特定法人Aが特定保育園の運営委託業者であることが特定法人Aのホームページなどに掲載されている事実と、特定保育園の次の契約を1年間の随意契約にすることなど既に開示されている部分の情報を照らし合わせることにより、既に明らかとなっている情報であるから、これらを公にしても、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記ア(ア)の①に係る部分は法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

(4) 不開示部分4について

当該部分は、特定法人Aのノウハウに係る情報が記載されていることが認められる。当該部分が公になった場合、特定法人Aのノウハウが競合他社に知られることとなり、アイデアの流用や模倣の可能性があることから、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 不開示部分5について

当該部分は、特定法人Aの人員配置の説明など経営上の内部事情に関する情報である。当該情報は、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられるため、当該部分が公になった場合、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 不開示部分6について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、名古屋大学と国の機関の間の協議等における事項である。具体的には、本件説明会に係る案件の途中経過について、名古屋大学から国に対し報告等を行っている部分であり、当該部分が公になった場合、国から何らかの指示等があったのではないかと誤解を与え、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条3号により不開示とした。

(イ) なお、異議申立人は、異議申立書（上記第2の2（1））において「諮問庁と国の機関との間における検討又は協議に関して、説明参加者の事実に基づかない発言がどのように扱われたのか不開示となっている」と主張しているが、本件対象文書において、このような記述は存在しない。

イ 当該部分には、名古屋大学から国に対し本事案の途中経過の報告及び具体的な説明内容等に係る情報の記載が認められ、既に本事案については一応の収束はあったものの、当該部分の記載内容を踏まえると、これらが公になった場合、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。したがって、これらの部分については、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 不開示部分7について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、不正確な表現が訂正されていない部分であり、当該部分が公になった場合、関係者の誤解を招き、進行中の特定保育園の契約事務等だけでなく、今後の契約事務等においても、機微な情報を踏まえた率直な意見交換ができなくなって、適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、法5条4号柱書きにより不開示とした。

(イ) なお、異議申立人は、異議申立書（上記第2の2（1））において「説明会参加者の事実に基づかない発言に対し、諮問庁職員からそれに同調する発言があり、しかもその誤りが明らかになった後でもそれを訂正されていないことが不開示となっている」と主張しているが、本件対象文書において、このような記述は存在しない。

イ 当該部分には、諮問庁が上記アで説明するとおり、不正確な表現及びその後の発言でそれを訂正していないことが認められることから、これらを公にすると、今後の特定保育園の契約事務等の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。したがって、これらの部分については、法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 不開示部分8について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、名古屋大学の入札における評価の手法や評価基準、着目点等の記載である。

評価点数のうち評価基準において配点を公表しているものは開示しているが、入札業務における評価の手法等については、入札業務における支障が生じるおそれがあることから不開示としている。

(イ) 当該部分が公になった場合、次回以降の特定保育園の入札にあたり、入札業務の遂行が阻害されることで公正な競争が行われず、名古屋大学の財産上の利益が不当に害されるおそれがあるため、法5条4号二により不開示とした。

イ 当該部分は、外部に知らせていない名古屋大学の入札における評価手法や評価基準であり、当該部分が公になった場合、今後の特定保育園の入札において、公正な競争により形成されるべき適正な入札業務の遂行が困難になるなど、名古屋大学が行う入札業務に関し、名古屋大学の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。したがって、これらの部分については、

法5条4号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き及びニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書1 特定保育園保護者説明会・意見交換会（平成25年12月10日）の記録

文書2 特定保育園保護者説明会・意見交換会（平成25年12月12日）の記録

文書3 特定保育園保護者説明会・意見交換会（平成25年12月27日）の記録

文書4 特定保育園保護者説明会・意見交換会（平成26年1月28日午前分）の記録

文書5 特定保育園保護者説明会・意見交換会（平成26年1月28日午後分）の記録

別表 1 (原処分において不開示とされた部分)

1 不開示部分			2 不開示理由
文書 1 ないし 文書 5	不開示部分 1	特定個人が識別できる情報	法 5 条 1 号
文書 1 ないし 文書 5	不開示部分 2	特定法人 B の法人名を特定できる情報	法 5 条 2 号イ
文書 1 ないし 文書 5	不開示部分 3	特定法人 A の法人名を特定できる情報	同上
文書 1 及び文書 2	不開示部分 4	特定法人 A のノウハウに係る情報	同上
文書 4 及び文書 5	不開示部分 5	特定法人 A の内部事情に関する情報	同上
文書 3	不開示部分 6	名古屋大学と国の機関間の協議等における事項	法 5 条 3 号
文書 2 ないし 文書 4	不開示部分 7	不正確な表現が訂正されていない部分	法 5 条 4 号柱書き
文書 1 ないし 文書 4	不開示部分 8	名古屋大学の入札における評価の手法や評価基準, 着目点等	法 5 条 4 号二

別表 2 (開示すべき部分)

文書 1

番号	開示すべき部分	
1	1 頁	7 行目の不開示部分
2	2 頁	4 行目の不開示部分
3	"	1 1 行目の不開示部分
4	"	1 5 行目から 1 6 行目までの不開示部分
5	"	2 0 行目の不開示部分
6	3 頁	1 行目の不開示部分
7	"	2 4 行目の不開示部分
8	"	3 3 行目から 3 4 行目までの不開示部分
9	4 頁	2 6 行目の不開示部分
1 0	6 頁	1 2 行目から 1 3 行目までの不開示部分
1 1	"	1 4 行目の不開示部分
1 2	"	1 6 行目から 1 7 行目までの不開示部分
1 3	"	2 0 行目の不開示部分
1 4	"	2 0 行目から 2 6 行目までの不開示部分
1 5	"	3 0 行目から 3 2 行目までの不開示部分
1 6	7 頁	3 行目の不開示部分
1 7	"	4 行目の不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 8	"	1 1 行目から 1 2 行目までの不開示部分
1 9	"	1 5 行目の不開示部分
2 0	"	3 1 行目の不開示部分
2 1	"	3 4 行目の不開示部分
2 2	8 頁	1 0 行目の不開示部分
2 3	"	1 3 行目から 1 4 行目までの不開示部分
2 4	"	1 8 行目から 1 9 行目までの不開示部分
2 5	"	2 1 行目から 2 2 行目までの不開示部分
2 6	"	2 2 行目から 2 3 行目までの不開示部分
2 7	"	2 3 行目から 2 4 行目までの不開示部分
2 8	"	2 4 行目から 2 5 行目までの不開示部分
2 9	"	2 6 行目の不開示部分
3 0	"	2 8 行目の不開示部分
3 1	9 頁	5 行目から 6 行目までの不開示部分
3 2	"	1 1 行目から 1 2 行目までの不開示部分
3 3	"	1 7 行目から 1 8 行目までの不開示部分
3 4	"	1 9 行目の不開示部分

35	"	24行目から26行目までの不開示部分
36	"	30行目から32行目までの不開示部分
37	"	33行目から34行目までの不開示部分
38	10頁	1行目から3行目までの不開示部分
39	"	9行目の不開示部分
40	"	11行目から13行目までの不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
41	11頁	23行目の不開示部分
42	12頁	3行目の不開示部分
43	13頁	8行目の不開示部分
44	"	11行目から12行目までの不開示部分
45	"	28行目の不開示部分
46	14頁	11行目から12行目までの不開示部分
47	"	23行目から24行目までの不開示部分
48	"	29行目の不開示部分
49	"	32行目から33行目までの不開示部分
50	"	34行目の不開示部分
51	"	35行目の不開示部分
52	15頁	9行目から12行目までの不開示部分
53	"	13行目の不開示部分
54	"	27行目の不開示部分
55	"	35行目から36行目までの不開示部分
56	16頁	1行目から2行目までの不開示部分
57	"	3行目から5行目までの不開示部分
58	"	17行目の不開示部分
59	"	21行目の不開示部分
60	"	27行目の不開示部分
61	20頁	17行目の不開示部分（不開示部分8に係る部分を除く。）
62	21頁	14行目から16行目までの不開示部分
63	"	29行目の不開示部分（不開示部分8に係る部分を除く。）
64	"	35行目から36行目までの不開示部分
65	22頁	1行目の不開示部分
66	"	13行目から14行目までの不開示部分
67	23頁	20行目の不開示部分
68	"	24行目の不開示部分

69	"	36行目の不開示部分
70	24頁	1行目の不開示部分
71	"	12行目から14行目までの不開示部分
72	"	18行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
73	"	19行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
74	"	30行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
75	"	36行目の不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
76	25頁	1行目の不開示部分
77	"	2行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
78	"	5行目の不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
79	"	8行目の不開示部分
80	"	10行目の不開示部分
81	"	15行目の不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
82	"	21行目の不開示部分
83	26頁	11行目の不開示部分
84	"	22行目の不開示部分
85	"	35行目の不開示部分
86	27頁	33行目から34行目までの不開示部分
87	"	36行目（不開示部分1に係る部分を除く。）
88	28頁	1行目の不開示部分
89	"	19行目の不開示部分
90	"	22行目から29行目までの不開示部分
91	"	31行目の不開示部分
92	"	35行目の不開示部分
93	29頁	2行目から17行目までの不開示部分
94	"	19行目の不開示部分
95	"	20行目から22行目までの不開示部分
96	"	24行目から25行目までの不開示部分
97	"	27行目から28行目までの不開示部分
98	"	30行目から32行目までの不開示部分
99	30頁	17行目から20行目までの不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）

1 0 0	"	3 1 行目から 3 2 行目までの不開示部分
1 0 1	"	3 4 行目の不開示部分（不開示部分 1 に係る部分を除く。）
1 0 2	3 1 頁	1 行目の不開示部分
1 0 3	"	1 1 行目不開示部分（不開示部分 1 に係る部分を除く。）
1 0 4	"	1 7 行目の不開示部分
1 0 5	"	2 0 行目から 2 1 行目までの不開示部分
1 0 6	"	2 3 行目の不開示部分
1 0 7	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分
1 0 8	"	2 9 行目から 3 0 行目までの不開示部分（不開示部分 1 に係る部分を除く。）
1 0 9	"	3 2 行目から 3 3 行目までの不開示部分
1 1 0	"	3 5 行目から 3 6 行目までの不開示部分
1 1 1	3 2 頁	3 行目の不開示部分
1 1 2	"	1 6 行目の不開示部分
1 1 3	"	1 9 行目の不開示部分
1 1 4	"	2 1 行目の不開示部分
1 1 5	"	2 6 行目の不開示部分
1 1 6	"	3 0 行目の不開示部分
1 1 7	3 3 頁	1 行目の不開示部分
1 1 8	"	1 5 行目の不開示部分
1 1 9	3 4 頁	2 2 行目から 2 3 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 2 0	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分
1 2 1	"	2 9 行目から 3 2 行目までの不開示部分
1 2 2	3 6 頁	2 7 行目の不開示部分
1 2 3	3 7 頁	2 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 2 4	"	3 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 2 5	"	4 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 2 6	"	1 1 行目から 1 2 行目までの不開示部分（不開示部分 8 に係る部分を除く。）
1 2 7	"	2 5 行目から 2 7 行目までの不開示部分
1 2 8	"	2 8 行目から 2 9 行目までの不開示部分
1 2 9	"	3 2 行目の不開示部分
1 3 0	3 8 頁	8 行目の不開示部分
1 3 1	3 9 頁	1 0 行目の不開示部分
1 3 2	"	1 8 行目の不開示部分

1 3 3	"	2 4 行目の不開示部分
1 3 4	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）

文書 2

番号	開示すべき部分	
1	1 頁	8 行目の不開示部分
2	2 頁	3 行目の不開示部分
3	"	1 4 行目の不開示部分
4	"	1 9 行目の不開示部分
5	"	2 0 行目の不開示部分
6	3 頁	1 2 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
7	"	2 4 行目の不開示部分
8	"	3 2 行目の不開示部分
9	"	3 5 行目の不開示部分
1 0	4 頁	2 行目の不開示部分
1 1	6 頁	1 2 行目から 1 3 行目までの不開示部分
1 2	"	1 6 行目の不開示部分
1 3	"	1 9 行目から 2 0 行目までの不開示部分
1 4	"	3 2 行目の不開示部分
1 5	7 頁	6 行目の不開示部分
1 6	"	9 行目から 1 0 行目の 3 1 文字目までの不開示部分
1 7	"	2 9 行目の不開示部分
1 8	"	3 5 行目から 3 6 行目までの不開示部分
1 9	8 頁	6 行目から 8 行目の 6 文字目までの不開示部分
2 0	"	1 2 行目から 1 4 行目までの不開示部分
2 1	"	2 8 行目の不開示部分
2 2	"	3 5 行目から 3 6 行目までの不開示部分
2 3	9 頁	1 行目の不開示部分
2 4	"	5 行目の不開示部分
2 5	"	1 9 行目の不開示部分
2 6	"	2 9 行目から 3 0 行目までの不開示部分

27	10頁	3行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
28	"	4行目から5行目までの不開示部分
29	"	7行目から8行目までの不開示部分
30	"	17行目から18行目までの不開示部分
31	11頁	3行目の不開示部分
32	"	5行目の不開示部分
33	"	9行目の不開示部分
34	"	11行目の不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
35	"	13行目の不開示部分
36	"	34行目から35行目までの不開示部分
37	12頁	3行目の不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
38	"	4行目の不開示部分
39	"	12行目の不開示部分
40	"	16行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
41	13頁	11行目から12行目までの不開示部分
42	"	35行目から36行目までの不開示部分
43	14頁	1行目の不開示部分
44	"	3行目から4行目までの不開示部分
45	"	7行目から8行目までの不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
46	"	10行目の不開示部分
47	"	11行目から27行目までの不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
48	"	28行目から29行目までの不開示部分
49	"	30行目の不開示部分
50	"	32行目から35行目までの不開示部分
51	"	36行目の不開示部分
52	15頁	1行目の不開示部分
53	17頁	10行目の不開示部分
54	18頁	2行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
55	19頁	17行目から18行目までの不開示部分

56	"	20行目から22行目までの不開示部分
57	20頁	7行目から8行目までの不開示部分
58	"	11行目の不開示部分
59	"	14行目の不開示部分
60	"	16行目から19行目までの不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
61	"	32行目の不開示部分
62	21頁	1行目から4行目までの不開示部分
63	"	6行目から8行目までの不開示部分
64	"	9行目から12行目までの不開示部分
65	"	17行目の不開示部分
66	22頁	26行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
67	"	33行目の不開示部分
68	"	36行目の不開示部分
69	23頁	1行目の不開示部分
70	"	6行目の不開示部分
71	24頁	28行目から29行目までの不開示部分
72	26頁	8行目から10行目までの不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
73	"	29行目の不開示部分
74	27頁	24行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
75	28頁	4行目の不開示部分
76	"	31行目の不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
77	29頁	36行目の不開示部分
78	30頁	15行目の不開示部分
79	"	25行目の不開示部分
80	"	33行目の不開示部分
81	31頁	8行目から9行目までの不開示部分（不開示部分2に係る部分を除く。）
82	"	9行目の不開示部分

8 3	"	9 行目から 1 0 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
8 4	"	1 1 行目の不開示部分
8 5	"	2 2 行目の不開示部分
8 6	3 2 頁	2 行目の不開示部分
8 7	"	3 0 行目の不開示部分（不開示部分 1 及び不開示部分 2 に係る部分を除く。）
8 8	"	3 2 行目の不開示部分
8 9	3 3 頁	1 8 行目から 1 9 行目までの不開示部分（不開示部分 8 に係る部分を除く。）
9 0	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 1	"	2 7 行目から 2 8 行目までの不開示部分
9 2	"	3 2 行目から 3 3 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 3	3 4 頁	1 行目の不開示部分
9 4	3 5 頁	1 6 行目の不開示部分（不開示部分 1 に係る部分を除く。）
9 5	"	2 6 行目の不開示部分
9 6	"	3 3 行目の不開示部分
9 7	3 6 頁	1 7 行目から 1 8 行目までの不開示部分
9 8	"	1 9 行目から 2 2 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 9	"	2 6 行目から 2 7 行目までの不開示部分
1 0 0	"	2 8 行目の不開示部分
1 0 1	"	3 0 行目の不開示部分
1 0 2	"	3 1 行目の不開示部分
1 0 3	3 7 頁	2 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 0 4	"	6 行目の不開示部分
1 0 5	"	1 0 行目の不開示部分
1 0 6	"	1 4 行目の不開示部分
1 0 7	"	1 8 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 0 8	"	1 9 行目から 2 0 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に

		係る部分を除く。)
1 0 9	"	2 5 行目の不開示部分
1 1 0	"	3 1 行目の不開示部分
1 1 1	3 8 頁	3 3 行目から 3 6 行目までの不開示部分
1 1 2	3 9 頁	1 行目から 2 行目までの不開示部分
1 1 3	"	6 行目から 7 行目までの不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 1 4	"	8 行目から 1 1 行目までの不開示部分
1 1 5	"	1 7 行目の不開示部分
1 1 6	"	2 0 行目から 2 1 行目までの不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 1 7	4 0 頁	4 行目から 5 行目までの不開示部分
1 1 8	"	6 行目の不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 1 9	4 1 頁	6 行目の不開示部分
1 2 0	"	7 行目の不開示部分
1 2 1	"	1 0 行目の不開示部分
1 2 2	"	3 0 行目の不開示部分
1 2 3	4 2 頁	1 2 行目から 1 6 行目までの不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 2 4	"	2 1 行目から 2 6 行目までの不開示部分 (不開示部分 1 に係る部分を除く。)
1 2 5	"	3 4 行目から 3 6 行目までの不開示部分 (不開示部分 1 に係る部分を除く。)
1 2 6	4 3 頁	1 行目の不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 2 7	"	6 行目の不開示部分
1 2 8	"	1 6 行目の不開示部分
1 2 9	"	1 9 行目から 2 2 行目までの不開示部分
1 3 0	"	3 5 行目の不開示部分
1 3 1	4 4 頁	1 9 行目の不開示部分
1 3 2	"	2 2 行目から 2 4 行目までの不開示部分
1 3 3	"	2 6 行目の不開示部分
1 3 4	"	2 8 行目から 3 3 行目までの不開示部分
1 3 5	4 5 頁	3 行目から 1 0 行目までの不開示部分 (不開示部分 2 に係

		る部分を除く。)
1 3 6	"	1 1 行目から 1 2 行目までの不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
1 3 7	4 6 頁	4 行目から 5 行目までの不開示部分
1 3 8	"	7 行目の不開示部分
1 3 9	"	1 4 行目から 1 5 行目までの不開示部分
1 4 0	"	2 1 行目から 2 2 行目までの不開示部分
1 4 1	"	2 3 行目から 2 4 行目までの不開示部分
1 4 2	"	2 4 行目から 2 5 行目までの不開示部分 (不開示部分 1 に係る部分を除く。)
1 4 3	4 7 頁	5 行目から 1 0 行目までの不開示部分
1 4 4	"	3 0 行目の不開示部分
1 4 5	"	3 2 行目の不開示部分
1 4 6	4 8 頁	3 行目の不開示部分
1 4 7	"	4 行目から 6 行目までの不開示部分
1 4 8	"	2 0 行目の不開示部分

文書 3

番号	開示すべき部分	
1	1 頁	6 行目の不開示部分
2	2 頁	2 4 行目の不開示部分
3	"	2 5 行目の不開示部分
4	"	2 6 行目の不開示部分
5	"	3 5 行目の不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
6	3 頁	7 行目から 8 行目までの不開示部分
7	"	1 3 行目の不開示部分 (不開示部分 2 に係る部分を除く。)
8	"	1 4 行目の不開示部分
9	"	2 2 行目の不開示部分
1 0	"	2 4 行目の不開示部分
1 1	"	3 2 行目の不開示部分
1 2	4 頁	2 行目の不開示部分
1 3	"	3 行目の不開示部分

1 4	"	4 行目の不開示部分
1 5	5 頁	2 7 行目の不開示部分
1 6	"	2 9 行目から 3 0 行目までの不開示部分（不開示部分 2 及び不開示部分 7 に係る部分を除く。）
1 7	"	3 4 行目から 3 5 行目までの不開示部分
1 8	6 頁	2 4 行目の不開示部分
1 9	"	3 1 行目の不開示部分
2 0	7 頁	5 行目の不開示部分（不開示部分 1 及び不開示部分 2 に係る部分を除く。）
2 1	"	2 2 行目の不開示部分（不開示部分 1 に係る部分を除く。）
2 2	"	2 6 行目の不開示部分
2 3	"	3 6 行目の不開示部分
2 4	8 頁	1 行目の不開示部分
2 5	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分
2 6	"	3 1 行目から 3 5 行目までの不開示部分
2 7	9 頁	7 行目から 1 0 行目までの不開示部分
2 8	"	1 7 行目から 1 9 行目までの不開示部分
2 9	"	2 5 行目の不開示部分
3 0	1 0 頁	2 1 行目の不開示部分
3 1	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
3 2	"	2 8 行目の不開示部分
3 3	1 1 頁	8 行目の不開示部分
3 4	"	1 0 行目の不開示部分
3 5	"	1 4 行目の不開示部分
3 6	"	2 2 行目の不開示部分（不開示部分 1 に係る部分を除く。）
3 7	"	2 4 行目から 2 5 行目までの不開示部分
3 8	"	2 6 行目から 2 8 行目までの不開示部分（不開示部分 7 に係る部分を除く。）
3 9	1 2 頁	1 行目の不開示部分
4 0	"	2 6 行目から 2 8 行目までの不開示部分

4 1	"	3 0 行目の不開示部分
4 2	"	3 5 行目から 3 6 行目までの不開示部分
4 3	1 3 頁	1 1 行目から 1 2 行目までの不開示部分
4 4	"	2 6 行目から 2 7 行目までの不開示部分
4 5	1 5 頁	1 5 行目の不開示部分
4 6	"	1 7 行目から 1 8 行目までの不開示部分
4 7	1 6 頁	6 行目の不開示部分
4 8	"	1 1 行目から 1 4 行目までの不開示部分
4 9	"	2 3 目の不開示部分
5 0	"	2 6 行目から 3 0 行目までの不開示部分
5 1	"	3 6 行目の不開示部分
5 2	1 7 頁	3 行目の不開示部分
5 3	1 8 頁	2 2 行目の不開示部分
5 4	"	2 5 行目の 5 文字目から 2 7 行目までの不開示部分
5 5	"	2 8 行目の不開示部分
5 6	"	3 0 行目から 3 1 行目までの不開示部分
5 7	1 9 頁	3 行目から 6 行目の 2 7 文字目までの不開示部分
5 8	"	7 行目の 4 6 文字目から 1 1 行目の 2 文字目までの不開示部分
5 9	"	1 2 行目の 1 1 文字目から 1 3 行目の 9 文字目までの不開示部分
6 0	"	1 3 行目の 3 3 文字目から 1 4 行目までの不開示部分
6 1	"	1 6 行目から 1 8 行目までの不開示部分
6 2	"	1 9 行目から 2 3 行目までの不開示部分
6 3	"	2 4 行目の不開示部分
6 4	"	2 6 行目から 2 8 行目までの不開示部分
6 5	"	3 2 行目から 3 3 行目までの不開示部分
6 6	2 0 頁	6 行目の不開示部分
6 7	"	7 行目の不開示部分
6 8	"	8 行目の不開示部分
6 9	"	1 9 行目から 2 2 行目までの不開示部分
7 0	"	2 7 行目から 2 8 行目までの不開示部分

7 1	"	2 9 行目の不開示部分
7 2	"	3 1 行目から 3 2 行目までの不開示部分
7 3	"	3 3 行目から 3 4 行目までの不開示部分
7 4	"	3 5 行目から 3 6 行目までの不開示部分
7 5	2 1 頁	1 行目の不開示部分
7 6	"	6 行目の不開示部分
7 7	"	1 2 行目から 1 3 行目までの不開示部分
7 8	"	1 5 行目の不開示部分
7 9	"	1 7 行目の不開示部分
8 0	"	1 8 行目の不開示部分
8 1	"	2 4 行目から 2 5 行目までの不開示部分
8 2	"	3 2 行目の不開示部分
8 3	2 2 頁	3 行目の不開示部分
8 4	"	1 3 行目から 1 9 行目までの不開示部分
8 5	"	2 0 行目から 2 6 行目までの不開示部分
8 6	"	3 2 行目から 3 3 行目までの不開示部分
8 7	"	3 6 行目の不開示部分
8 8	2 3 頁	1 行目の不開示部分
8 9	"	2 2 行目から 2 3 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 0	"	2 8 行目から 3 1 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 1	2 4 頁	3 行目から 4 行目までの不開示部分
9 2	"	9 行目の不開示部分
9 3	"	1 5 行目の不開示部分
9 4	"	1 6 行目から 1 8 行目までの不開示部分
9 5	"	3 0 行目から 3 6 行目までの不開示部分
9 6	2 5 頁	1 行目から 1 1 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 7	"	1 4 行目の 9 文字目から 1 5 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
9 8	"	2 6 行目から 2 8 行目までの不開示部分
9 9	"	3 2 行目から 3 6 行目までの不開示部分

1 0 0	2 6 頁	1 行目から 4 行目までの不開示部分
1 0 1	"	6 行目から 7 行目までの不開示部分
1 0 2	"	2 0 行目の不開示部分
1 0 3	"	2 3 行目から 2 4 行目までの不開示部分
1 0 4	2 7 頁	1 2 行目の不開示部分
1 0 5	2 8 頁	6 行目の不開示部分
1 0 6	"	1 6 行目の不開示部分
1 0 7	"	2 0 行目の不開示部分
1 0 8	"	2 1 行目から 2 2 行目までの不開示部分
1 0 9	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分
1 1 0	"	3 0 行目から 3 2 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 1 1	"	3 6 行目の不開示部分
1 1 2	2 9 頁	3 3 行目の不開示部分
1 1 3	"	3 4 行目から 3 5 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 1 4	3 0 頁	1 行目の不開示部分
1 1 5	"	3 行目の不開示部分
1 1 6	"	6 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 1 7	"	1 6 行目の不開示部分
1 1 8	"	2 0 行目から 2 1 行目までの不開示部分
1 1 9	"	2 3 行目の不開示部分
1 2 0	"	3 1 行目の不開示部分
1 2 1	3 1 頁	8 行目から 1 1 行目までの不開示部分
1 2 2	"	1 8 行目の不開示部分
1 2 3	"	1 9 行目の不開示部分
1 2 4	"	2 4 行目から 2 6 行目までの不開示部分
1 2 5	"	2 7 行目から 2 9 行目の 8 文字目までの不開示部分
1 2 6	"	3 3 行目の 4 文字目以降の不開示部分
1 2 7	"	3 4 行目の不開示部分
1 2 8	3 2 頁	1 2 行目から 1 5 行目までの不開示部分
1 2 9	"	1 6 行目の 3 9 文字目から 1 9 行目の 4 文字目までの不開

		示部分
1 3 0	"	2 4 行目の 3 文字目以降の不開示部分
1 3 1	"	2 5 行目から 2 6 行目までの不開示部分
1 3 2	"	3 1 行目の 1 8 文字目までの不開示部分
1 3 3	"	3 2 行目の 4 0 文字目から 3 4 行目までの不開示部分
1 3 4	"	3 5 行目から 3 6 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 3 5	3 3 頁	1 行目から 4 行目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 3 6	"	6 行目の不開示部分
1 3 7	"	1 8 行目から 1 9 行目の 8 文字目までの不開示部分
1 3 8	"	2 1 行目の 3 文字目から 2 2 行目の 3 文字目までの不開示部分
1 3 9	"	2 2 行目の 3 1 文字目から 3 4 行目の 5 文字目までの不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 4 0	"	3 6 行目の 3 文字目以降の不開示部分
1 4 1	3 4 頁	1 行目から 2 行目までの不開示部分
1 4 2	"	1 9 行目の不開示部分
1 4 3	"	2 4 行目の不開示部分
1 4 4	3 5 頁	7 行目から 8 行目までの不開示部分
1 4 5	"	1 3 行目の不開示部分
1 4 6	"	1 7 行目の 2 2 文字目から 2 5 文字目までの不開示部分
1 4 7	"	1 8 行目の 3 文字目から 1 9 行目までの不開示部分
1 4 8	"	2 2 行目から 2 5 行目までの不開示部分
1 4 9	"	3 6 行目の不開示部分
1 5 0	3 6 頁	1 行目の不開示部分
1 5 1	"	2 2 行目の不開示部分
1 5 2	"	2 4 行目の不開示部分（不開示部分 2 に係る部分を除く。）
1 5 3	3 7 頁	1 行目から 2 行目までの不開示部分
1 5 4	"	8 行目から 9 行目までの不開示部分
1 5 5	"	2 1 行目の不開示部分
1 5 6	"	3 1 行目の不開示部分

157	"	34行目の不開示部分
158	"	34行目から35行目までの不開示部分
159	38頁	1行目から3行目までの不開示部分
160	"	19行目の不開示部分
161	39頁	12行目の不開示部分
162	"	16行目から17行目までの不開示部分
163	40頁	2行目の不開示部分
164	"	25行目の不開示部分
165	"	26行目の不開示部分
166	"	28行目の不開示部分
167	41頁	5行目の不開示部分
168	"	15行目から16行目までの不開示部分
169	"	18行目の不開示部分
170	"	21行目の不開示部分
171	42頁	15行目から16行目までの不開示部分
172	44頁	21行目から22行目までの不開示部分
173	45頁	11行目から12行目までの不開示部分
174	46頁	12行目の不開示部分
175	"	16行目の不開示部分

文書4

番号	開示すべき部分	
1	1頁	6行目から7行目までの不開示部分
2	2頁	3行目の不開示部分
3	"	15行目の不開示部分
4	"	15行目から16行目までの不開示部分
5	3頁	20行目から24行目までの不開示部分（不開示部分1に係る部分を除く。）
6	"	30行目から31行目までの不開示部分
7	4頁	3行目の不開示部分
8	"	16行目から17行目までの不開示部分
9	"	34行目から36行目までの不開示部分（不開示部分5に係る部分を除く。）

1 0	5 頁	1 行目から 2 行目までの不開示部分
1 1	"	6 行目の不開示部分
1 2	"	7 行目の不開示部分
1 3	"	1 2 行目の不開示部分
1 4	6 頁	4 行目から 5 行目までの不開示部分
1 5	7 頁	1 0 行目から 1 3 行目までの不開示部分
1 6	"	2 3 行目の不開示部分
1 7	"	2 6 行目から 2 8 行目までの不開示部分
1 8	8 頁	5 行目の不開示部分
1 9	1 0 頁	5 行目から 6 行目までの不開示部分
2 0	1 3 頁	1 行目の不開示部分

文書 5

番号	開示すべき部分	
1	1 頁	6 行目の不開示部分
2	2 頁	7 行目から 8 行目までの不開示部分
3	"	1 2 行目の不開示部分
4	"	2 2 行目の不開示部分
5	"	2 2 行目から 2 3 行目までの不開示部分
6	4 頁	1 0 行目の不開示部分
7	7 頁	2 9 行目の不開示部分
8	"	3 0 行目の不開示部分
9	"	3 0 行目から 3 1 行目までの不開示部分
1 0	8 頁	1 行目の不開示部分
1 1	"	2 8 行目から 2 9 行目までの不開示部分
1 2	"	3 1 行目の不開示部分